

第1回

清川村環境審議会

会議資料

- 清川村環境審議会規則 資料1
- 清川村環境審議会について 資料2
- 清川村環境基本条例 資料3
- 清川村環境基本計画策定基本方針 資料4
- 第4次清川村総合計画【概要版】 資料5
- 清川村環境基本計画策定に伴う村民等アンケート調査
実施要領について 資料6
- ごみの減量化・資源化の推進について 資料7
(粗大ごみの有料化)
- 清川村地球温暖化防止対策事業補助金交付要綱 . . . 資料8
- 清川村地球温暖化防止対策事業補助金交付要綱の
改定について(案) 資料9

令和6年10月7日(月)

清川村環境上下水道課環境係

第1回 清川村環境審議会 次第

日時：令和 6 年10月 7 日（月）

午後3時から

場所：役場庁舎3階第2・3会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 案 件

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 清川村環境審議会について

(3) 清川村環境基本計画について

(4) そ の 他

5 閉 会

令和 6 年 3 月 7 日規則第 1 号

清川村環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清川村環境基本条例（令和 5 年清川村条例第 22 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき設置された清川村環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員は、12 人以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織の代表
- (3) 事業者（農業、商業、工業、林業）
- (4) 公募委員
- (5) その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境上下水道課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

清川村環境審議会について

1 環境審議会の設置の目的

環境審議会は、清川村の環境保全等に関する調査、審議を行うことを目的に設置した組織です。

設置に関しては、環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づき、本年4月1日施行『清川村環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）』において規定しています。

《環境基本条例 第19条第1項》

村の環境の保全等に関する基本的事項等を調査審議するために設置する。

【参考】《環境基本法 第44条》

市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 環境審議会の調査、審議の内容

環境審議会は、次の事項等に関する村長の諮問（村長から意見の求め）に応じ、調査、審議し、答申します。

《環境基本条例 第19条第2項（環境審議会）》

② 村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

ア 環境基本計画に関すること

イ 環境の保全等に関する基本的事項および重要事項

ウ 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

(1) 清川村環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）に関すること

《環境基本条例 第9条（環境基本計画）》

- ① 環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な環境基本計画を策定しなければならない。
- ② 環境基本計画には、次に掲げる事項を定める。
 - ア 環境の保全等に関する総合的かつ計画的な目標および施策の方向
 - イ 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 環境の保全等に関する基本的事項および重要事項

(3) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づき、策定が義務付けされる「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の策定をはじめ、一般廃棄物処理（ごみの減量化・資源化施策）等の環境に関する事項について調査、審議します。

【参考】《地球温暖化対策の推進に関する法律 第19条第2項》

都道府県および市町村は、単独でまたは共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するように努めるものとする。

【参考】ごみの減量化・資源化施策について

村、厚木市および愛川町の3市町村は、現在、厚木愛甲環境施設組合が建設を進める新ごみ処理施設の稼働が予定される令和7年度までに「ごみの分別区分の統一」もって「ごみ質の統一化」を図っていくことが確認されていることから、村のごみの分別区分、ごみの減量化・資源化施策の両面から改めて検証しているところです。

平成28年3月に策定した村一般廃棄物処理基本計画および令和2年11月に策定した第6次村行政改革実施計画を踏まえ、『粗大ごみ』に着目し、受益者負担の適正化と費用対効果を念頭に粗大ごみを排出される村民皆さんに収集運搬、中間処理等に要する経費の一部をご負担いただく有料化について検討を進めています。

清川村環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 基本的施策（第8条・第9条）

第3章 施策推進のための方策（第10条～第18条）

第4章 環境審議会（第19条）

附則

私たちの村「きよかわ」は、東丹沢山麓に位置し村域面積の約9割が森林で占められており、村全域が丹沢大山国定公園と県立丹沢大山自然公園に指定され、県の天然記念物であるモミの原生林や豊かなブナ林に育まれた良好な水は溪流の源となり、相模川の源流域の河川を形成している。

村は、北東部に位置する宮ヶ瀬ダムにより、中津川等を水源に神奈川県民の水がめとして水を湛える宮ヶ瀬湖を有しており、豊かな森林に恵まれた水源の村として、美しい自然景観や環境を大切にしてきた。

しかしながら、社会経済活動の拡大や生活様式の都市化の進展などにより、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川水質汚濁、廃棄物の増大やゴミの不法投棄など私たちに密接に関係する環境問題が生じている。

さらに、身近な環境のみならず、気候変動や地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染などの生活に密接する環境問題は地球規模へと拡大し、私たちの生命の源である地球環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、良好な環境の下で安全で健康かつ文化的な生活を営む一方で、かけがえのない恵み豊かな環境を守り育て、これを将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

このような認識のもと、村、村民及び事業者等のすべての者が協働して恵み豊かな環境の保全及び創造を図り、人と自然（野生動物）が共に生きる村づくり、そして環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な村「きよかわ」をめざして、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに村、村民、事業者

及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生動物の多様性の喪失その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、村民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）
）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、村民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然（野生動物）との共生を目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境への負荷が少ない持続的発展の可能な社会を構築することを目的として、村、村民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自覚し積極的に取り組むものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、村、村民、事業者及び滞在者が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

い。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める環境の保全等に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 村は、基本理念にのっとり、村の施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全等に努めなければならない。

3 村は、基本理念にのっとり、広域的な取組みを必要とする環境の保全等に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、公害の防止その他自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 村民は、日常生活に伴う廃棄物発生抑制、再利用による環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、村が実施する環境の保全等に関する施策及び活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため環境に配慮されたものとなるよう自らの責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有するとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進等を図り、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、村が実施する環境の保全等に関する施策及び活動に協力するよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本村に滞在する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、村が実施する環境の保全等に関する施策及び活動に

協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 村は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本として、環境の保全等に関する施策を積極的に実施するものとする。

- (1) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生動物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の保持を図るとともに、河川、森林、農地等を適正に保全し、人と自然(野生動物)との豊かなふれあいの場を確保すること。
- (3) 自然的社会的条件に応じた美しい自然景観及び良質で安定した水源を育む貴重なモミやブナの原生林の保全を推進すること。
- (4) エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生の抑制及び減量化を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等、地球環境の保全のための施策を推進すること。

(環境基本計画)

第9条 村長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 村長は、環境基本計画を策定するに当たっては、村民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、清川村環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 村長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 施策推進のための方策

(総合的調整)

第10条 村長は、環境の保全等に関する施策を実効的かつ体系的に

推進するため、次に掲げる事項について、必要な総合的調整を行うものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある村の施策に関すること。

(3) 前2号の掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(村民等の意見の反映)

第11条 村は、環境の保全等に関する施策に、村民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水源かん養林の保全及び創造)

第12条 村は、水源地域の責務として、丹沢山塊の東側に広がる原生林等の水源かん養林の保全及び創造を推進することにより、良好な水質の保全を図り、将来の世代へ継承していくよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 村は、村民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(村民等の自発的な活動の促進)

第14条 村は、村民等が自発的に行う地域の環境美化活動、資源の循環に関する活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第15条 村は、環境の保全等を図るために必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 村は、環境の状況その他環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 村は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握について、必要な調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 村は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項等を調査審議するため、清川村環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、委員12人以内をもって組織し、村長が委嘱する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

清川村環境基本計画

策定基本方針

令和6年7月1日
清川村環境上下水道課

— 目 次 —

1 環境基本計画策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ p 1
2 基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ p 1
3 環境基本計画の概要	・ ・ ・ ・ ・ p 2
4 策定体制	・ ・ ・ ・ ・ p 3
5 環境基本計画策定のスケジュール	・ ・ ・ ・ ・ p 5

1 環境基本計画策定の趣旨

令和6年4月、村民、事業者等及び村の全ての者が協働して恵み豊かな環境の保全及び創造を図り、人と自然が共生できる村づくり、そして環境への負荷の少ない持続可能な村「きよかわ」を目指すため、「清川村環境基本条例（以下「条例」という。）」を制定しました。

清川村環境基本計画（以下「本計画」という。）は、条例において掲げる基本理念、基本方針の実現に向けた環境行政の道しるべとして、将来的に望ましい環境像、環境基本目標の設定をはじめ、必要な施策を示すとともに、取組みの主体となる村民、事業者等及び村の担うべき役割を示し、相互の協力と連携を図りつつ現に有する良好な環境の保全と創造を図ることを目的に策定します。

2 基本的な考え方

（１）分かりやすい計画づくり

本計画は、環境施策上の目標を示すだけでなく、村づくりの主体である村民と村の共通目標でなければなりません。このため、村民の目線に立ったより分かりやすい内容や表現に努めた計画づくりを進めます。

（２）村民参加による計画づくり

環境施策の最上位計画となる本計画は、村民と村との共通理解と認識を持ち、将来的に望ましい環境像を定める必要があります。このため、村民参加の機会の確保に努めた計画づくりを進めます。

（３）第４次清川村総合計画との整合性

本計画の策定にあたっては、本村の最上位計画として位置づけされる第４次清川村総合計画の趣旨に配慮し、整合性を図りながら策定を進めます。

（４）国・県等の計画との整合性

本計画は、本村域を対象とした計画ですが、各種法令等により本村を含む広域的な取組みや計画が国や県等においても策定されていることから、国、県等の取組みや計画との整合性を図りながら策定を進めます。

（５）各取組におけるSDGsとの関連性について

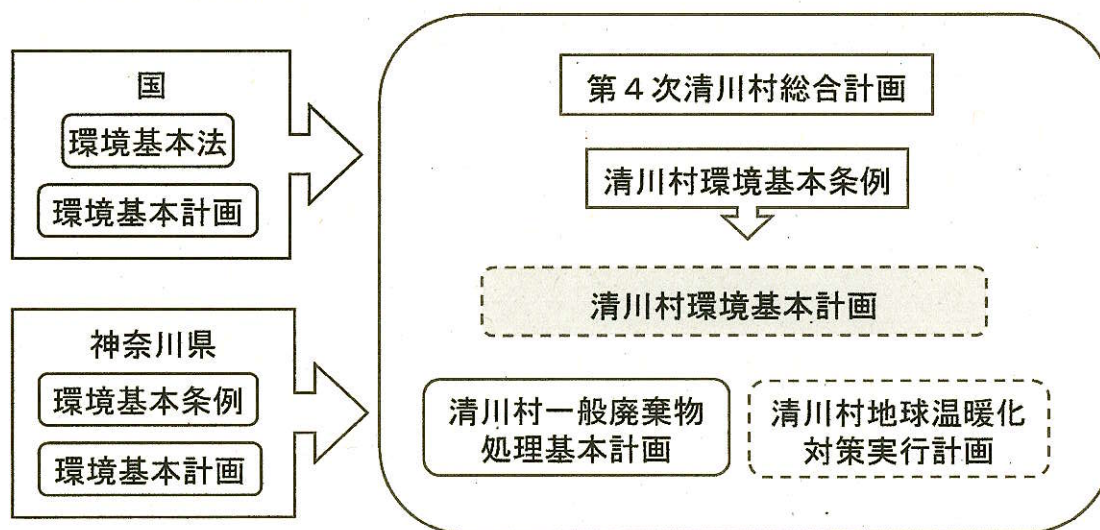
本計画に掲げる取り組むべき施策には、SDGsで定められた17の持続可能な開発目標のうち、「環境」部門に関する目標の達成に十分に貢献するものがあることから、その関連について位置付けを表記します。

3 環境基本計画の概要

(1) 計画の名称

清川村環境基本計画とします。

(2) 計画の位置付け



(3) 計画の内容

① 将来的に望ましい環境像

条例で定める基本理念や基本方針等を踏まえ、村の環境像を定めるとともに、その実現に向け、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な施策の推進を図るための基本指針となる方向性を示します。

② 取組分野

前文で掲げた村の環境像の実現に向けた施策を具体化するため、各分野にわたって取り組むべき基本的施策を総合的、体系的に示します。

③ 施策項目

本計画の実効性を確保し、計画に掲げる基本的施策を実現するための具体的な事務事業を示し、毎年度の予算編成の指針とします。

(4) 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化等に対応するため、計画期間の中間年度で見直すこととします。

【清川村環境基本計画の計画期間】

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
環境基本計画（10年間）									
				中間年度見直し					

4 策定体制

本計画を策定するための体制は、次のとおりとします。

(1) 清川村環境審議会

条例に基づき設置する審議会であり、委員は、学識経験者、住民組織の代表、事業者及び公募村民の12人以内で構成します。

審議会は、村長の諮問に応じ必要な事項の調査及び審議を行い、本計画に関することや環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項に関する答申を行います。

(2) 村民参加

本計画の策定にあたっては、幅広く村民の意見や提案を反映させるため、次の手法により広く村民への周知を図り、意見を聴取します。

① 村民・事業者アンケート

村の環境施策等について満足度や課題、村民の意識を調査し、環境基本計画に村民の意見を反映させるため、村民・事業者、小中学生を対象に村民意識アンケート調査を実施します。

② 村民への周知

村広報紙や住民懇談会において本計画策定の進捗状況等の説明をはじめ、村ホームページにおいて環境審議会の会議録の公開等情報提供に努めます。

③ パブリックコメント

本計画の案を村ホームページ等に掲載し、村民からの意見を求めます。

(3) 庁内推進体制

本計画は、環境施策の最上位の計画であり、環境行政の根幹となることから、全職員が携わった総意を結集した計画ができるよう全庁的に取り組んでいきます。

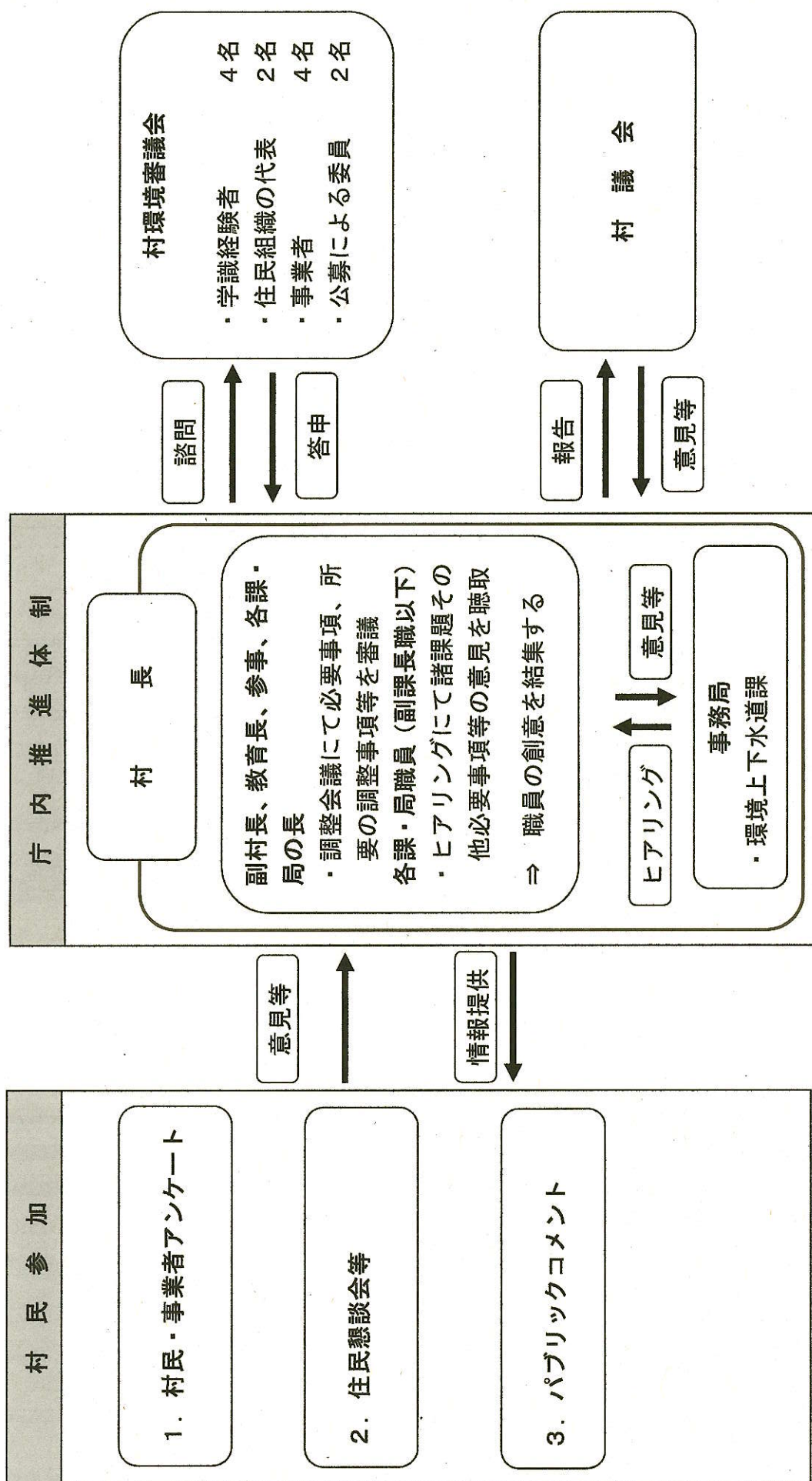
① 各課・局の長職以上の調整会議等の開催

副村長、教育長をはじめ、各課・局の長職以上の職員で構成する調整会議を進捗状況に応じて開催し、本計画策定に必要な事項、所要の調整事項について審議します。

② 各課・局職員へのヒアリング

各課・局の副課長職以下の職員に本計画策定に係る諸課題その他必要な事項について横断的にヒアリングを行い、職員からの意見等を聴取します。

清川村環境基本計画策定体系



5 環境基本計画策定のスケジュール

本計画は、2年間で策定するものとします。

また、令和6年度は、「将来的に望ましい環境像」を定め、計画素案の骨子までの作成を目途とします。

【主な策定作業スケジュール】

年度	月	主 な 作 業 内 容
令和 6 年度	4～6月	≪策定基本方針等、庁内準備作業≫ ・策定基本方針の決定、コンサルティング業者の選定 ・環境審議会の開催
	7～9月	≪村民アンケートの実施≫ ・アンケートの実施・集計 ・議会への報告
	10～12月	≪計画素案の骨子の作成≫ ・各課・局職員へのヒアリング、調整会議の開催 ・環境審議会の開催
	1～3月	・住民懇談会等での情報提供 ○ 計画素案の骨子の完成
令和 7 年度	4～6月	≪計画素案の作成≫ ・計画素案の作成 ・環境審議会の開催 ○ 計画素案の完成
	7～9月	≪計画案の作成≫ ・計画案の作成 ・各課・局職員へのヒアリング、調整会議の開催 ・環境審議会の開催
	10～12月	・議会への報告 ・住民懇談会等での情報提供 ○ 計画案の完成
	1～3月	≪計画案の公表と意見募集≫ ・パブリックコメントの実施・意見等の確認 ○ 基本計画の完成

第4次 清川村 総合計画

概要版

基本構想 2024-2033

前期基本計画 2024-2028

清川村 



ごあいさつ

本村は、昭和 31 (1956) 年の村制施行以来、首都 50km 圏内という恵まれた立地と、丹沢の山々が育む豊かな自然に囲まれた神奈川県唯一の村として、着実な発展を遂げてまいりました。この半世紀を超える長い歴史の中、首都圏最大級となる宮ヶ瀬ダム建設をはじめとする幾多の困難を村民の皆様とともに乗り越え、今では県民の水がめとして、水源地域の役割を担うとともに、国内有数の観光地として名を馳せるほどに成熟してまいりました。



一方で、歯止めのかからない少子高齢化や人口減少、激甚化・頻発化する自然災害への対応は、本村のみならず社会全体における大きな課題となっているほか、未曾有の感染症の世界的流行といった新たな危機事象は、私たちの生活に大きな影響を与えただけでなく、デジタル技術を中心としたテクノロジーの急速な進展などをもたらし、我が国を取り巻く環境は大きな転換期を迎えたと言っても過言ではありません。

この「第 4 次清川村総合計画」は、目まぐるしく変化する社会課題に迅速かつ的確に対応し、無二の地域特性と小規模自治体ならではのきめ細やかな行政運営を強みとすることにより、将来を見据えた持続性の高い村づくりを実現する指針として策定いたしました。

防災・減災対策をはじめ、デジタル社会への対応や健康寿命の延伸、自然環境の保護など各分野の課題解決はもとより、豊富な自然の恵みの中で、心が通い合い、支え合う地域社会を創造し、村民の皆様と手を携えながら、10 年後の将来像として掲げる「水と緑あふれる心のふるさと」を実現してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート、ワークショップ等を通じてご参画いただいた村民の皆様をはじめ、様々な視点からご審議いただいた総合計画審議会委員の皆様、村議会議員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

清川村長 **岩澤 吉美**

目 次

I 計画の構成・期間	2	III 前期基本計画	6
II 基本構想	3	IV 施策展開	8

I 計画の構成・期間

総合計画は、清川村総合計画条例において、村の最上位の計画として位置付けられており、他の各種の計画を策定・変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとしています。

また、総合計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造としています。

基本構想

計画期間：10年間

長期的な展望に立ち、将来どのような村づくりを目指すのか、そのための基本的な指針を示すものです。

基本計画

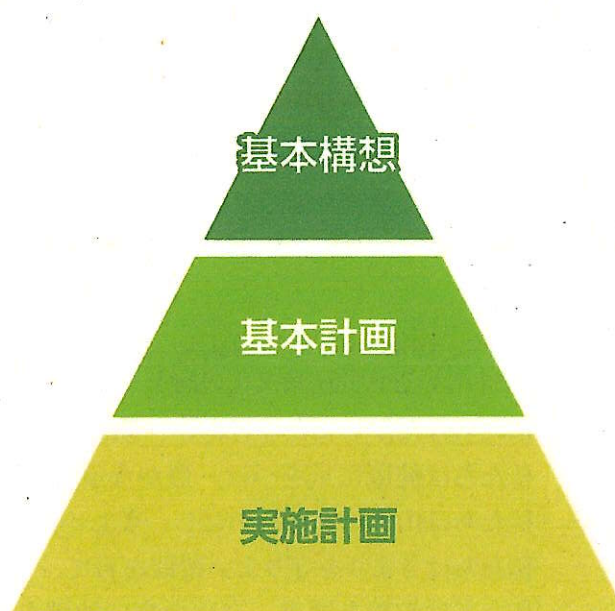
計画期間：5年間

基本構想の実現に向け、村づくりをどのように進めていくのかの分野別の取組み（施策）を示すものです。

実施計画

計画期間：3年間

基本計画に位置づけられた取組みについて、具体的な事業を示すものです。



R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
実施計画			以降、毎年度見直し						

II 基本構想

1 将来像

第4次総合計画においては、これまで受け継がれてきた想いに加え、誰もが故郷への愛着を想起し、あたたかみのある村であり続けるため、目指す村の姿を次のとおり定めます。

清川村の将来像 **水と緑あふれる心のふるさと**

2 村づくりの理念

将来像を実現するためには、村民同士が、また、村民と行政が手を取り合い、共に歩んでいく必要があることから、私たちの共通の理解である「清川村民憲章」を基本的な理念とし、村づくりを推進します。

清川村民憲章

緑の山々、国定公園丹沢の美しい大自然にかこまれて住む、私たち清川村民は、恵まれた環境にふさわしい近代的産業文化の向上と、豊かな生活をめざして、ここに村民憲章を定めます。

- 一 私たちはたがいにたすけあい、明るい村をつくりましょう。
- 一 私たちは健康に気をつけ、豊かな家庭をつくりましょう。
- 一 私たちは山や川をきれいにし、美しい村をつくりましょう。
- 一 私たちはきまりを守りよい習慣を育て、住みよい村をつくりましょう。
- 一 私たちは教養を深め、文化の高い地域をつくりましょう。

(昭和48年10月1日制定)

3 将来目標人口

2033年の将来目標人口を3,000人とします。

将来目標人口は、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、現在の住民サービスを、同水準のまま維持するために必要な最低限度の人口規模として、また、これまでの総人口、交流人口の増加に向けた各種取組みを継続しつつ、恵まれた環境の中で安心して子育てができる環境づくりを進めることで人口構造を改善し、将来にわたって村を持続していくために維持すべき人口規模として設定しています。

4 特定地域土地利用計画

「清川村特定地域土地利用計画」に基づいて、「利用を検討するゾーン」と「保全すべきゾーン」を区分することで、村土の利用と保全のバランスを図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を進めていきます。

5 村づくりの方向性

村が抱える諸課題に的確かつ柔軟に対応するため、基礎自治体として取組むべき施策を6つの基本目標として定め、取組みの方向性を明確化します。

基本目標1 自然と調和した美しい村づくり

村を取り囲む雄大な自然は、先人たちから受け継がれてきた村の誇りであり、かけがえない財産です。これらの自然を適正に管理するとともに、水源地としての責務を果たすべく、適正な森林整備、特定地域土地利用計画に基づく適正な土地政策を図り、将来にわたって保全します。

また、これら自然が創り出す景観を守り、衛生的な地域を形成するため、環境美化や公害防止に取り組むとともに、温室効果ガスの吸収源である貴重な森林を保全するため、地球温暖化防止対策に取組み、美しい村づくりを推進します。

基本目標2 快適で安全・安心な村づくり

安全でおいしい水道水の安定供給と、水源環境を保全するための下水道施設の適正管理及び道路や橋梁等を含む各種インフラの老朽化に対する計画的な長寿命化を図ります。

また、交通弱者や交通空白区間に居住する村民の生活の足を確保するため、地域交通の維持確保に取組み、住みやすい村づくりを推進します。

さらに、激甚化する自然災害や発生が危惧される大規模地震等への十分な備えと強固な防災体制を構築し、安全に安心して暮らし続けられる村づくりを推進します。

基本目標3 生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり

高齢化の進行や、感染症の世界的な流行といった事態から、村民の健康維持に対する関心が高まっています。また、生活習慣や社会環境の変化に伴い、身体だけでなく心の健康状態にも配慮した適切なケアが求められています。

地域医療の確保・向上や各種健康診断、各種保健サービスを充実させることで健康寿命の延伸を図るほか、高齢者・障がい者福祉に加え、生涯学習・スポーツなどに親しみながら、生涯を通じて心身ともに良好で健康的に住み続けられる村づくりを推進します。

一方で、核家族化の進展や価値観の多様化によって、人と人とのつながりの希薄化が進

む中、地域の関係性を再構築する必要があることから、制度・分野、支え手・受け手といった関係を超えて、村民や地域の多様な主体の参画で地域社会を創造する地域共生社会の取組みを進めます。

基本目標 4 健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり

社会情勢等の変化に伴い、家族を取り巻く環境の多様化、さらには物価高騰などによる経済的負担の増加により、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が増加しています。

若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けるよう社会全体で子育てがしやすい地域の実現に向けて、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行い、夢や希望を持って安心して子どもを育てられる環境、心豊かな「清川っ子」が育つ環境を整備します。

また、幼稚園、小学校、中学校が密接に関わりを持つ村の教育特性を活かし、学校教育を充実させるほか、地域・家庭との連携を深め、伝統や文化の伝承の機会を創出します。

基本目標 5 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり

村の特性に合った農業や林業の活性化を図り、商工業と併せた包括的な産業振興により元気な村づくりを推進します。

また、恵まれた自然環境や丹沢山、宮ヶ瀬湖をはじめとした地域資源を活かし、農林業や商工業と観光業との連携により地域の魅力を高めます。

さらに、都心部へのアクセスの良さと豊富な自然環境が融合した地の利を活かし、U・I・ターン促進による人口維持対策と、企業誘導による地域経済の活性化を促進することで、新たなにぎわい・さらなるにぎわいを創出します。

基本目標 6 村民と行政が共に歩む村づくり

人口減少、少子高齢化の進行に伴う村税収入や国有資産等所在市町村交付金の減額が見込まれる中、老朽化した施設の改修が必要となってくることに加え、デジタル化・先進技術の活用など行政サービスに対するニーズの多様化への対応が求められています。時代に即したサービスの提供と財政の健全化・最適化を図り、持続可能な村政運営を推進します。

また、行政だけでなく村民や事業者、各種団体等の村づくりに関わる全ての人がそれぞれの役割と責務を認識し、共に行動して支え合う環境づくりと、新たな時代の新たな課題に対応できる柔軟な関係性を構築します。

III 前期基本計画

1 前期基本計画の目標

魅力あふれる 夢と希望と安心の村 きよかわ

目まぐるしく変化する社会情勢において、誰もが安全に安心して生活でき、かつ、将来に対して夢や希望を持つことができる地域を創り上げ、次の世代に引き継いでいくことは、現代を生きる私たちの責務であり、「水と緑あふれる心のふるさと」を実現していくうえで欠くことのできない要素であることから、前期基本計画では、「魅力あふれる 夢と希望と安心の村 きよかわ」を目標として設定し、その達成に向けて施策を展開していきます。

2 包括する事項

前期基本計画では、次の4点を村政運営の統一的な考え方として、分野横断的に取組みます。

■地域資源の磨き上げ

村域の約90%を占める雄大な森林や、丹沢山塊が育む清らかな清流、豊富な生態系などの自然に加え、文化や歴史、食などさまざまな地域資源が存在します。これらの地域資源に焦点を当て、観光振興の観点に留まらない一体的な磨き上げを行うことで、関係人口・活動人口の創出を図ります。

■先進技術の活用と自治体DXの推進

データの分野横断的な利活用を促進するとともに、各分野における新たな技術の活用可能性を検討し、行政サービスに転嫁することで一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現を目指します。

■地域包括ケア基盤の構築

村は現在、国が推進する地域包括ケアシステムを推進しているところですが、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケアの基盤の整備を目指し、子育てや教育、就労、ハード整備等において、福祉的な観点から一体的な取組みを推進します。

■持続可能な開発目標（SDGs）の達成

平成27年に国際連合で採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、誰一人取り残さない社会の実現を目指す世界共通の目標として、17のゴールが掲げられています。

村では、これらの趣旨を踏まえ、社会・経済・環境・多様性などをめぐる課題に対して、一体的な取組みを推進し、目標達成を目指します。

3 施策の体系



IV 施策展開

基本目標 1 自然と調和した美しい村づくり

村の誇りであり、かけがえのない財産である自然を適正に管理し保全します。

また、これら自然が創り出す景観を守り、美しい村づくりを推進します。



基本方針・施策

基本方針 1 自然環境の保全

- ①森林資源の維持・保全
- ②鳥獣被害等防止対策の推進

基本方針 2 環境負荷の軽減

- ①地球温暖化防止対策の推進
- ②温室効果ガス排出量の抑制

基本方針 3 ごみの資源化・減量化の推進

- ①ごみの資源化・減量化の促進
- ②安定的なごみ処理体制の確立

成果指標 (目標値)

指標名	現状値	目標値
森林整備面積	35.27ha (2022年度実績)	131ha (2028年度までに)
有害鳥獣捕獲頭数	158頭 (2022年度実績)	160頭 (/年)
主要公共施設における 温室効果ガス排出量	1,382t-CO2 (2022年度排出量推計)	△20% (2028年度までに)
1人1日あたりの家庭系 ごみ排出量	868.5g (2022年度実績)	776g (2028年度までに)
ごみの資源化率	29.3% (2022年度実績)	36% (2028年度までに)

基本目標 2 快適で安全・安心な村づくり

上下水道施設や道路、橋りょう等の計画的な長寿命化を図ります。

また、地域交通の維持確保による住みやすい村づくり、強固な防災体制による安全・安心な村づくりを推進します。



基本方針・施策

基本方針 1 上・下水道の適正管理

- ①安全でおいしい水の安定供給
- ②下水道の適正な維持管理と水質の保全

基本方針 2 快適で利便性の高い住環境の整備

- ①環境美化の促進
- ②公共交通の確保・充実
- ③幹線道路・生活道路の整備

基本方針 3 安全・安心な社会基盤の整備

- ①防災・減災対策の強化
- ②地域消防力の強化
- ③防犯力の強化
- ④交通安全の推進

成果指標 (目標値)

指標名	現状値	目標値
水質検査結果項目における 基準値を逸脱する項目数	0項目 (2022年度実績)	0項目 (/年)
下水道施設設備の 長寿命化率	5.0% (2022年度時点)	18% (2028年度までに)
不法投棄件数	20件 (2022年度実績)	0件 (2028年度までに)
清川村みちづくり計画に 基づく村道整備率	18.3% (2022年度時点)	43% (2028年度までに)
防災行政無線難聴地域 解消率	—	100% (2028年度までに)
防災訓練参加率	16% (2023年度実績)	25% (2028年度までに)
消防団員数	84人 (2022年度実績)	100人 (2028年度までに)
交通事故発生件数	9件 (2022年度実績)	0件 (2028年度までに)
刑法犯認知件数	10件 (2022年度実績)	0件 (2028年度までに)

基本目標 3 生涯健康で、支え合いながら暮らせる村づくり

地域医療や保健サービスを充実させ、健康寿命の延伸と、生涯を通じて心身とも健康的に生き続ける村づくりを推進します。



基本方針・施策

基本方針 1 健康寿命の延伸

- ①地域医療体制の充実
- ②疾病・感染症の予防と総合的な健康づくりの推進
- ③生涯スポーツ・生涯学習の推進

基本方針 2 福祉サービスの充実

- ①高齢者・障がい者福祉サービスの充実
- ②社会参加と生きがいづくりへの支援
- ③各種保険サービスの充実

基本方針 3 多様性と人権の尊重

- ①多様性に対する理解の増進
- ②平和学習の推進

成果指標（目標値）

指標名	現状値	目標値
健康診査受診率	33.2% (2022年度実績)	39% (2028年度までに)
生涯学習イベント開催数	2件 (2022年度実績)	2件 (7年)
生涯スポーツイベント開催数	2件 (2022年度実績)	2件 (7年)
サロン活動の地域カバー率	77.8% (2022年度実績)	100% (2028年度までに)
要介護認定率	16.5% (2028年度推計値)	15.5% (2028年度までに)
人権啓発事業数	6事業 (2022年度実績)	7事業 (2028年度までに)
平和学習事業数	3事業 (2022年度実績)	5事業 (2028年度までに)

基本目標 4 健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり

安心して子どもを育てられる環境、子どもが育つ環境を整備します。



基本方針・施策

基本方針 1 子育て環境の充実

- ①妊産婦への支援の充実
- ②子育て世代・子育て世帯への支援の充実
- ③清川っ子が健やかに育つ環境整備

基本方針 2 教育環境の充実

- ①地域・家庭との連携による教育の充実
- ②幼稚園・小・中学校教育環境の整備
- ③幼・小・中一貫教育による清川らしい教育環境の構築

基本方針 3 文化・芸術の振興と承継

- ①歴史・文化資源の保護
- ②伝統・行事の承継

成果指標（目標値）

指標名	現状値	目標値
待機児童数	0人 (2022年度実績)	0人 (7年)
合計特殊出生率	1.21 (2022年度実績)	1.42 (2028年度までに)
幼稚園・小・中学校の連携事業数	39事業 (2022年度実績)	39事業 (7年)
幼・小・中一貫校の整備進捗	—	100% (2028年度までに)
青龍祭の準備・運営従事者数	433人 (2022年度実績)	450人 (2028年度までに)
文化・芸能事業の開催数	2件 (2022年度実績)	2件 (7年)

基本目標 5 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり

産業振興、経済の活性化による元気な村づくりを推進します。



基本方針・施策

基本方針 1 農林商工業の振興

- ①基幹産業への支援
- ②地場産品の消費拡大

基本方針 2 観光産業の活性化

- ①宮ヶ瀬湖などの既存観光資源の効果的な活用
- ②農林商工業等との連携強化

基本方針 3 地域経済の活性化

- ①企業誘導の推進
- ②創業者・就労者支援

基本方針 4 地域セールスの推進

- ①きよかわブランドの積極活用
- ②シティプロモーションの推進
- ③ふるさと応援寄附金の推進

基本方針 5 移住・定住の促進

- ①土地・建物の供給促進
- ②空き家の利活用の推進

成果指標（目標値）

指標名	現状値	目標値
不耕作地活用面積	5,912.57㎡ (2022年度実績)	10,000㎡ (2028年度までに)
道の駅「清川」における 村内出荷者の売上金額	45,859,000円 (2022年度実績)	55,000,000円 (2028年度までに)
観光入込客数	2,304,394人 (2022年度実績)	2,500,000人 (7年)
一人あたり観光消費額	137円 (2022年度実績)	250円 (2028年度までに)
新規事業所数	3事業所 (2022年度実績)	5事業所 (2028年度までに)
村内企業への就労者数	86人 (2022年度実績)	100人 (7年)
きよかわブランド認定 品目数	13品目 (2022年度実績)	25品目 (2028年度までに)
ふるさと応援寄附金額	38,259,000円 (2022年度実績)	70,000,000円 (2028年度までに)
住宅取得関連補助金の 申請件数	10件 (2022年度実績)	80件 (2028年度までに)
移住・定住促進施策に よる移住者数	16人 (2022年度実績)	100人 (2028年度までに)

基本目標 6 村民と行政が共に歩む村づくり

時代に即したサービスの提供と持続可能な村政運営を推進します。

また、村民や事業者、各種団体等との連携を推進します。



基本方針・施策

基本方針 1 地域コミュニティの活性化

- ①自治会機能・地域の課題解決力の強化
- ②コミュニティ団体への支援

基本方針 2 効率的な行財政運営の推進

- ①広域連携の推進
- ②健全な行財政運営の推進
- ③デジタル化の推進

基本方針 3 情報共有・情報発信体制の強化

- ①効果的かつ効率的な情報発信の推進
- ②広聴事業の充実

成果指標（目標値）

指標名	現状値	目標値
自治会加入率	67.9% (2022年度実績)	70% (2028年度までに)
コミュニティ活動促進 事業補助金利用団体数	2団体 (2022年度実績)	4団体 (2028年度までに)
村税の徴収率	99% (2022年度実績)	100% (2028年度までに)
手続きの電子化・ オンライン化対応項目数	24項目 (2022年度実績)	130項目 (2028年度までに)
ホームページアクセス件数	790,000件 (2022年度実績)	1,000,000件 (2028年度までに)
住民懇談会参加者数	22人 (2022年度実績)	40人 (2028年度までに)



第 4 次 清 川 村 総 合 計 画
基本構想・前期基本計画
概 要 版

令和 6 年 3 月 発行

発 行 清川村

〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216

TEL 046-288-1211(代表) / FAX 046-288-1767

URL <https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp>

清川村環境基本計画策定に伴う村民等アンケート調査実施要領

1 目 的

現在、策定を進める『清川村環境基本計画』に村民の意見を反映させることを目的に、村民、村内事業者から村の環境施策等に関する満足度や課題、また、意見、要望等を聴取するアンケート調査を実施する。

2 対 象 者

- (1) 村 民 (ア) 18歳以上の者 500人
 (イ) 小中学生（小学5年生・中学2年生） 40人程度
 (2) 村内事業者 事業者 50事業所

3 実施方法

- (1) 村 民 (ア) 18歳以上の村民に関しては、無作為抽出により500人を対象者として選定し、返信用封筒を同封した郵送方式、また、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会が運営する「e-kanagawa 電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）」による回答のいずれかを選択することができる形とする。
 (イ) 小中学生に関しては、村教育委員会を經由し、調査票を配布、回収する。
 (2) 村内事業者 無作為抽出により50事業所を対象者として選定し、返信用封筒を同封した郵送方式、また、電子申請システムによる回答のいずれかを選択することができる形とする。

4 実施期間

アンケート調査表の発送（予定） ： 令和 6 年10月18日（金）
 アンケート回答受付締切（予定） ： 令和 6 年11月 8 日（金）必着

5 そ の 他

- (1) アンケートの内容は、次の主な5つの項目を柱に関連した設問にお答えいただく形とし、別に「回答者に関すること」「自由記述欄」を設ける。
- ・ 「環境」に関わる全般について
 - ・ 「脱炭素型社会づくり」について
 - ・ 「資源循環型社会づくり」について
 - ・ 「環境共生のむらづくり」について
 - ・ 「環境の取り組みへの参画と協働」について
- (2) 対象者の希望により、調査票を電子メールにて再配布できるものとし、併せて電子メールによる回答も可能とする。
- (3) アンケート調査表を回収後、単純集計を行い、村ホームページ等で周知する。
 また、小中学校に関しては、単純集計したものを提示する。
- (4) 単純集計の結果を基に専門的な知見から村の環境に関する課題等を抽出し、環境施策や取り組みの方向性を定めていく。

ごみの減量化・資源化の推進について

1 国の動向

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 【環境省発出：平成17年5月26日】

《地方公共団体の役割》

- ① 適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取り組みを図るものとする。
- ② コスト分析および情報提供を行い、分析結果を様々な角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努める。
- ③ 経済的インセンティブ※を活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

※ 経済的インセンティブ： エンセンティブとは、対象の行動を促す「刺激」や「動機」を意味する言葉で、コストと利益を考えあわせた際に人の行動を変化させる「誘引」を意味します。

2 清川村、厚木市および愛川町の一般廃棄物処理について

厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画 【策定：平成15年12月】

《計画の基本的な方向性》

計画では、3市町村が共同でごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の建設・管理運営を行っていくこととされていますが、『ごみの減量化・資源化』および『ごみの収集・運搬』に関しては、引き続き各市町村にて対応することと規定されています。

なお、その推進に当たっては、3市町村が共通の認識をもって取り組んでいくことと示されており、厚木愛甲環境施設組合が建設を進める新ごみ処理施設の稼働が予定される令和7年度までに「ごみの分別区分の統一」をもって「ごみ質の統一化」を図っていくことが3市町村間で確認されているところです。

※ ごみ処理広域化とは、清川村、厚木市および愛川町がともに抱えるごみ処理の課題に対応するために共同で調査・研究を進め、3市町村が共同でごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の建設・管理運営を行っていくことについて、平成15年11月、『一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する合意書』を締結し、翌年4月1日に厚木愛甲環境施設組合の設立を経て現在に至っています。

3 清川村の一般廃棄物処理行政について

(1) 清川村一般廃棄物処理基本計画 【策定：平成28年3月】

《ごみ有料化の検討》

村といたしましては、ごみの分別区分、また、ごみの減量化・資源化の両面から改めて検証しているところです。

近年、村外から不法に持ち込まれ、村のごみ集積所に集積される事案が確認され、総量も一時的に増加傾向を示した経緯をもつ『粗大ごみ』に着目し、その排出方法や回収方法、また、公平な費用負担を求める「受益者負担の原則※」に基づき、粗大ごみを排出される村民皆さんに収集運搬、中間処理等に要する経費の一部をご負担いただく有料化の検討を進めています。

※ 受益者負担の原則： 公共施設の利用や各種証明書の発行など特定の公共サービスを利用する者に対し、そのサービスに応じた負担を求めるものであり、特定の公共サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えるとサービスを利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との公平性が確保されるという考え方です。

(2) 第6次清川村行政改革実施計画 【策定：令和2年11月】

《健全な財政の推進》

各種使用料や手数料について、受益者負担の公平性の観点から、積算根拠を明確にし、受益者負担の適正化と費用対効果を念頭に有料化または料金改定の必要性を検討する。

- ① 粗大ごみの有料化
- ② 事業系ごみ処理の適正化 （以下省略）

4 今後のスケジュール

令和6年	9月	○ 議会全員協議会への概要説明
	10月	○ 環境審議会にて審議、住民懇談会にて概要説明・意見聴取
	12月	○ 住民への概要広報、周知
	2月	○ 環境審議会にて審議
	3月	《有料化料金・収集・運搬等システム素案の完成》

令和7年	5月	○ 庁内会議にてシステム素案の協議、意見聴取、最終案の調整
	7月	《有料化料金・収集・運搬等システム案の完成》
		○ 議会全員協議会への説明
	8月	○ 環境審議会にて審議、
	9月	○ 村議会へ「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正案の上程
		○ 村議会で「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正案の審議
	10月	○ 住民懇談会にて有料化料金・収集・運搬等システムの説明
令和8年		○ 環境審議会にて審議
	2月	○ 住民への概要広報、周知
	4月	○ 環境審議会にて審議
		○ 住民への概要広報、周知
		○ 改正「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の施行 粗大ごみ有料化のスタート

【参考資料】

① 資源化等の目標

清川村一般廃棄物処理基本計画 【策定：平成28年3月】

区分	実績値			将来目標値	
	H19	H26	R5	H33 (R3)	H42 (R12)
総排出量	1,101t	1,068t	914t	907 t /年以下	886 t /年以下
一人一日排出量	854g	876g	840g	762g/人日以下	
資源化率	21.8%	29.4%	29.6%	30%	38%

※ 実績値の令和5年度は、最新年度の数値を追記しています。

② 厚木愛甲環境施設組合市町村負担金の割合の推移

負担割合 適用年度	総ごみ処理量 (t/年)				負担割合 (%)		
	厚木市	愛川町	清川村	計	厚木市	愛川町	清川村
令和2年度	55,956t	9,314t	727t	65,997t	84.79%	14.11%	1.10%
令和3年度	55,725t	9,332t	720t	65,777t	84.72%	14.19%	1.09%
令和4年度	52,557t	9,358t	707t	62,622t	83.93%	14.94%	1.13%
令和5年度	51,206t	9,124t	704t	61,034t	83.90%	14.95%	1.15%
令和6年度	49,968t	8,878t	689t	59,535t	83.93%	14.91%	1.16%

※ 総ごみ処理量は、厚木愛甲環境施設組合が処理する可燃ごみと粗大ごみの合計数量です。

※ 当該年度の負担割合を確定する場合は、前々年度のごみ量割合を採用することになっています。

清川村地球温暖化防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーや林産廃棄物（間伐材等）を有効に活用し、環境に対する負荷の軽減を図るため、住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽熱利用設備及び木質バイオマスストーブの設置者並びに電気自動車等を導入した者に対し、地球温暖化防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和 49 年清川村規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電設備 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（日本工業規格又は I E C 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。）が 10 キロワット未満の発電設備で、新品であるもの（中古品は対象外とする。）をいう。
- (2) 住宅用太陽熱利用設備 住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器及び給湯並びに空調等に供するためのソーラーシステムであって、不凍液等が太陽熱集熱器と蓄熱槽の間を循環する設備で、新品であるもの（中古品は対象外とする。）をいう。
- (3) 木質バイオマスストーブ 木質ペレット（おがくず状にした木材に圧力を加え、円柱状にしたもの）を燃料として使用する設計及び仕様である木質ペレットストーブ、または農林業の生産過程で産出される間伐材等の端材を燃料として使用する設計及び仕様である薪ストーブで、新品であるもの（中古品は対象外とする。）をいう。
- (4) 電気自動車等 自動車検査証の交付を受けた自動車（二輪の小型自動車及び側車付二輪の小型自動車を除く。）であって、その自動車検査証の燃料の種類が電気又はガソリン・電気のもので、新規登録車であるもの（中古車は対象外とする。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 村長は、村の区域内で、自ら住居の用に供する建物に住宅用太陽光発電設備を設置した者のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものに、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 村税等を完納している者（同居するすべての者を含む。）
- (2) 電力会社と電力受給契約を締結した者
- (3) 過去に村から住宅用太陽光発電設備の設置に係る補助金の交付を受けていない者

2 村長は、村の区域内で、自ら住居の用に供する建物に住宅用太陽熱利用設備を設置した者のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものに、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 村税等を完納している者（同居するすべての者を含む。）
- (2) 過去に村から住宅用太陽熱利用設備の設置に係る補助金の交付を受けてい

ない者

- 3 村長は、村の区域内で、自ら住居の用に供する建物に木質バイオマスストーブを設置した者及び村内に本店若しくは主たる事務所等を有する事業所に木質バイオマスストーブを設置した法人のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものに、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 村税等を完納している者（同居するすべての者を含む。）

(2) 過去に村から木質バイオマスストーブの設置に係る補助金の交付を受けていない者

- 4 村長は、電気自動車等を導入（購入若しくはリース）した村内に住所を有する個人及び村内に本店若しくは主たる事務所等を有する事業所のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 村税等を完納している者（同居するすべての者を含む。）

(2) 過去に村から電気自動車等の導入に係る補助金の交付を受けていない者

(3) 電気自動車等を保管及び駐車する場所が村内にある者

- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 住宅等を借りている者で、住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽熱利用設備若しくは木質バイオマスストーブの設置について、賃貸人の承諾が得られない者

(2) 販売の目的で建物を建築し、住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽熱利用設備若しくは木質バイオマスストーブを設置した者

(3) 事業所、店舗その他事業を営む建物に住宅用太陽光発電設備又は住宅用太陽熱利用設備を設置した者

(補助金の額)

- 第4条 住宅用太陽光発電設備の設置に係る補助金の額は、15,000円に発電設備を構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満については切り捨てるものとする。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）とする。ただし、50,000円を上限とする。

- 2 住宅用太陽熱利用設備の設置に係る補助金の額は、太陽熱利用設備の本体、部材及び架台の購入並びに取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）の10パーセントに相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）とする。ただし、50,000円を上限とする。

- 3 木質バイオマスストーブの設置に係る補助金の額は、ストーブの本体、煙突及び部材の購入並びに取り付けに係る費用（消費税等額を含む。）とし、50,000円を上限額とする。ただし、設置に係る建物の増築又は改築のための費用及び電源工事費並びに燃料費は除くものとする。

- 4 電気自動車等の導入に係る補助金の額は、自動車1台につき個人については50,000円、事業所については30,000円とする。

(交付申請)

- 第5条 住宅用太陽光発電設備の設置に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号の1様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 案内図

(2) 設置工事契約書及び設備仕様書（太陽電池モジュールの型式、最大出力値、

使用枚数等が明記されているもの)の写し

- (3) 住宅用太陽光発電設備の費用の支払いを証する書類の写し
 - (4) 竣工検査の試験記録の写し及び設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表(設置枚数分の出力と製品番号の対比ができるもの)
 - (5) 電力会社と締結した「電力需給に関する契約書」の写し
 - (6) 住宅用太陽光発電設備の設置状況を示す写真
 - (7) 村税等納入状況確認同意書(第2号様式)
 - (8) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (9) その他村長が必要と認める書類
- 2 住宅用太陽熱利用設備の設置に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書(第1号の2様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 案内図
 - (2) 設置工事契約書及び設備仕様書の写し
 - (3) 住宅用太陽熱利用設備の費用の支払いを証する書類の写し
 - (4) 住宅用太陽熱利用設備の設置状況を示す写真
 - (5) 村税等納入状況確認同意書(第2号様式)
 - (6) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- 3 木質バイオマスストーブの設置に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書(第1号の3様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 案内図
 - (2) 木質バイオマスストーブの設置に係る契約書及び仕様書の写し
 - (3) 木質バイオマスストーブの設置費用の支払いを証する書類の写し
 - (4) 木質バイオマスストーブの設置状況を示す写真
 - (5) 村税等納入状況確認同意書(第2号様式)
 - (6) 建物を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- 4 電気自動車等の導入に係る補助金の交付申請は、補助金交付申請書(第1号の4様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
- (1) 電気自動車等の自動車検査証の写し
 - (2) 電気自動車等の導入費用の支払いを証する書類の写し
 - (3) 電気自動車等のリース契約書の写し(リースの場合に限る)
 - (4) 電気自動車等の保管及び駐車する場所を示す位置図
 - (5) 電気自動車等の導入状況を示す写真
 - (6) 村税等納入状況確認同意書(第2号様式)
 - (7) その他村長が必要と認める書類
- 5 補助金の交付申請は、住宅の新築に伴う設置の場合は新築住宅を取得した日、既存住宅へ設置する場合は設置の日及び電気自動車等の購入の場合は新規登録日、リースの場合は使用開始の日から6か月以内にしなければならない。
- (審査及び交付の決定)
- 第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 村長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金

交付決定通知書（第3号の1～4様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

第7条 村長は、前条の規定による交付の決定後、補助対象者からの補助金交付請求書（第5号様式）に基づき、補助金を交付する。

（施工の確認等）

第8条 村長は、補助事業を適正に執行するため、住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽熱利用設備及び木質バイオマスストーブの設置工事の状況を施工の現場において確認する。

2 村長は、補助事業を適正に執行するため、電気自動車等の導入状況を確認する。

3 村長は、補助対象となった住宅用太陽光発電設備について、設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者等から月次の発生電気量、売電電気量及び買電電気量の実績報告書（第6号様式）の提出を求めることができる。

（取得財産の管理及び処分）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、設置の日から起算して5年を経過するまでは、村長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保にしてはならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- （1）清川村住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱
- （2）清川村住宅用太陽熱利用設備設置補助金交付要綱
- （3）清川村木質バイオマスストーブ設置補助金交付要綱
- （4）清川村電気自動車等導入補助金交付要綱

清川村地球温暖化防止対策事業補助金交付要綱の改定について（案）

1 改定理由

- (1) 地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーや林産廃棄物（間伐材等）を有効に活用し、環境に対する負荷の軽減を図るため、①住宅用太陽光発電設備、②住宅用太陽熱利用設備、③木質バイオマスストーブ及び④電気自動車等を導入した者に対して、補助金の交付を行っているが、昨今の省エネルギー需要に対応する設備等が多様化していることや、多種多様なシステムや機器が開発されている現状を鑑み、省エネルギー需要に対応する設備の普及を推進し、更なる地球温暖化防止に寄与するため、現行の補助対象設備の見直しを行うとともに、補助対象設備の拡充を図るものです。
- (2) 新築住宅に補助対象設備を設置する場合、太陽光発電設備設置に伴い付随する補助対象設備を併設するシステムが大半であるため、申請にあたっては補助対象設備を一括して申請できるよう要綱を整備することで住民サービスの向上を図ることとするものです。

2 改訂内容

- (1) 次に掲げる現行の補助対象設備①から④に、⑤から⑧の設備を加える。

- ① 住宅用太陽光発電設備設置
- ② 住宅用太陽熱利用設備設置
- ③ 木質バイオマスストーブ設置
- ④ 電気自動車等導入
- ⑤ HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）
- ⑥ 家庭用燃料電池システム
- ⑦ V2H（ビークル・トゥ・ホーム）
- ⑧ 家庭用蓄電池システム

- (2) 新規の補助対象設備に対する補助金額を次のとおり定める。なお、現行の補助対象設備に対する補助金額に変更はありません。

- ① 住宅用太陽光発電設備設置【現行】

ア 補助金額の計算：@15,000円×太陽電池の最大出力（1,000円未満切捨）

イ 上限金額：50,000円

- ② 住宅用太陽熱利用設備設置【現行】

ア 補助金額の計算：購入・取り付けに係る費用×10%（1,000円未満切捨）

イ 上限金額：50,000円

- ③ 木質バイオマスストーブ設置【現行】

ア 補助金額の計算：購入・取り付けに係る費用全額

イ 上限金額：50,000円

④ 電気自動車等導入【現行】

ア 補助金額の計算：購入費用全額

イ 上限金額：個人50,000円、法人30,000円

⑤ HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）【追加】

ア 補助金額の計算：導入費用×50%

イ 上限金額：50,000円

⑥ 家庭用燃料電池システム【追加】

ア 補助金額の計算：導入費用×50%

イ 上限金額：50,000円

⑦ V2H（ビークル・トゥ・ホーム）【追加】

ア 補助金額の計算：導入費用×50%

イ 上限金額：50,000円

⑧ 家庭用蓄電池システム【追加】

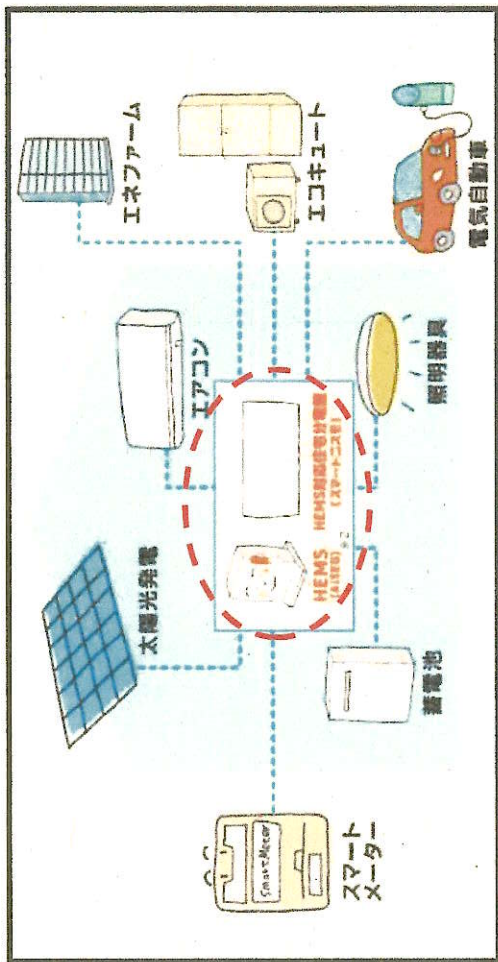
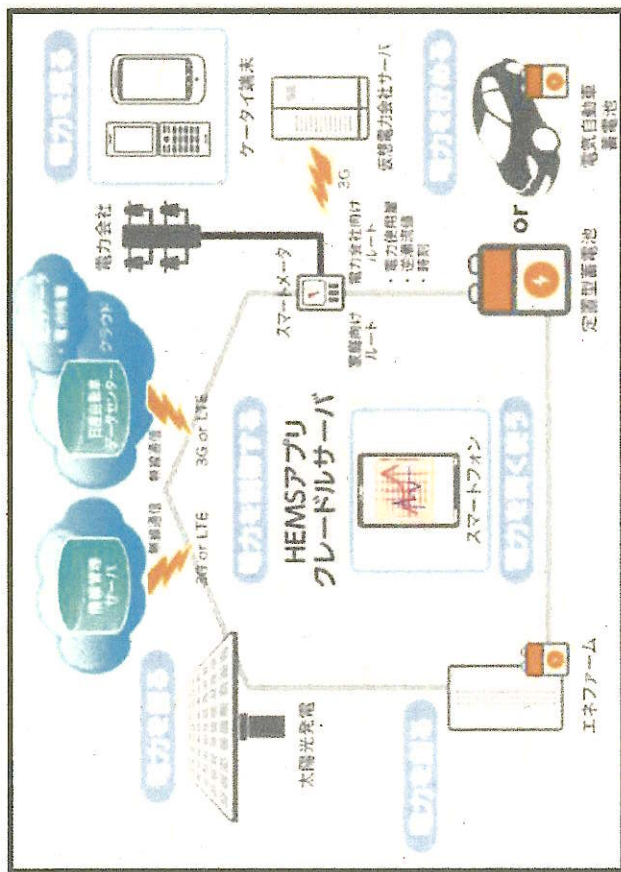
ア 補助金額の計算：導入費用×50%

イ 上限金額：50,000円

(3) 補助対象設備の一括申請組合せ一覧表

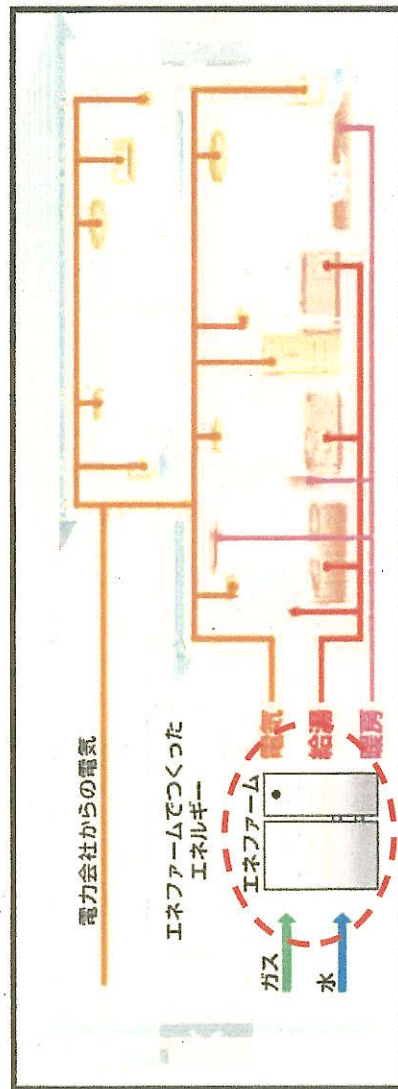
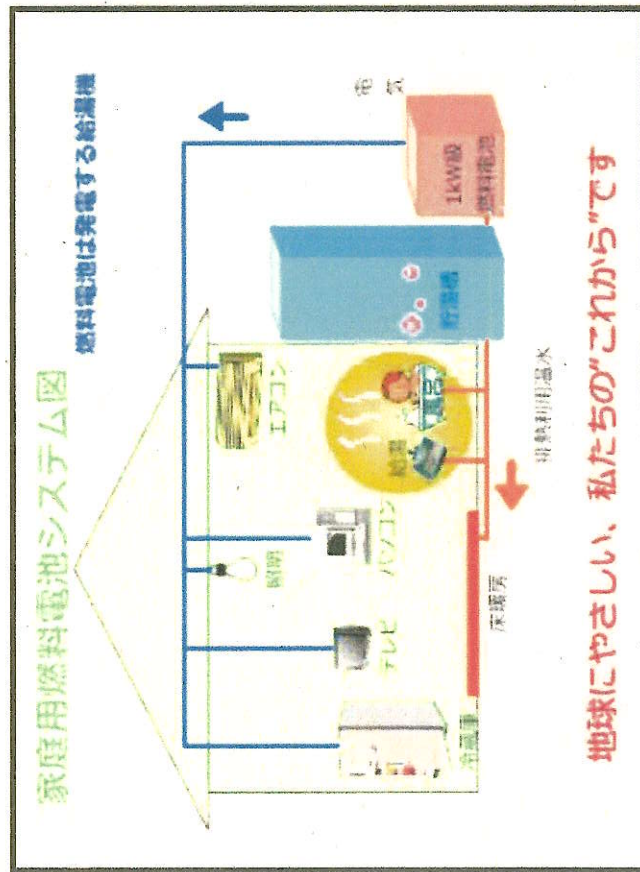
	①住宅用 太陽光発 電設備 50,000円	④電気自 動車等導 入 50,000円	⑤ H E M S 50,000円	⑥家庭用 燃料電池 システム 50,000円	⑦ V 2 H 50,000円	⑧家庭用 蓄電池シ ステム 50,000円
①住宅用太陽 光発電設備	×	○	○	○	○	○
④電気自動車 等導入	○	×	○	○	○	○
⑤HEMS	○	○	×	○	○	○
⑥家庭用燃料 電池システム	○	○	○	×	○	○
⑦V2H	○	○	○	○	×	○
⑧家庭用蓄電 池システム	○	○	○	○	○	×
国	(右の+条件) 太陽光発電 +ZEH等	EV65～85 軽EV45～55 PHEV45～55	実証事 業あり	+2万円	設備75 工事費40	+20万円
県		20万円			25万円	

(1) HEMS (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) の略



HEMSとは、家庭内で使用している電気機器の使用量や稼働状況をモニター画面などで「見える化」し、電気の使用状況を把握することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステム
※ 標準工事費：15～20万円程（本体機器10～15万円、分電盤2～3万円、施工費5～20万円）

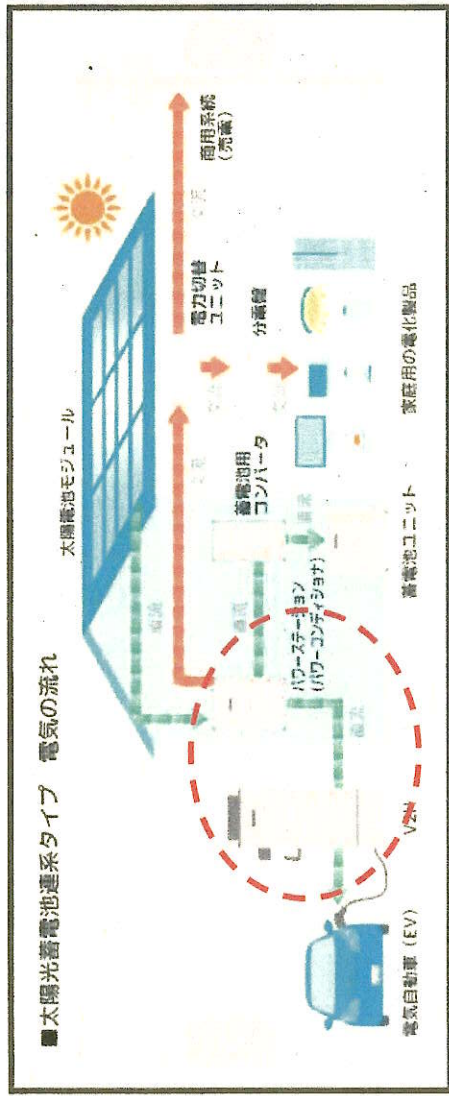
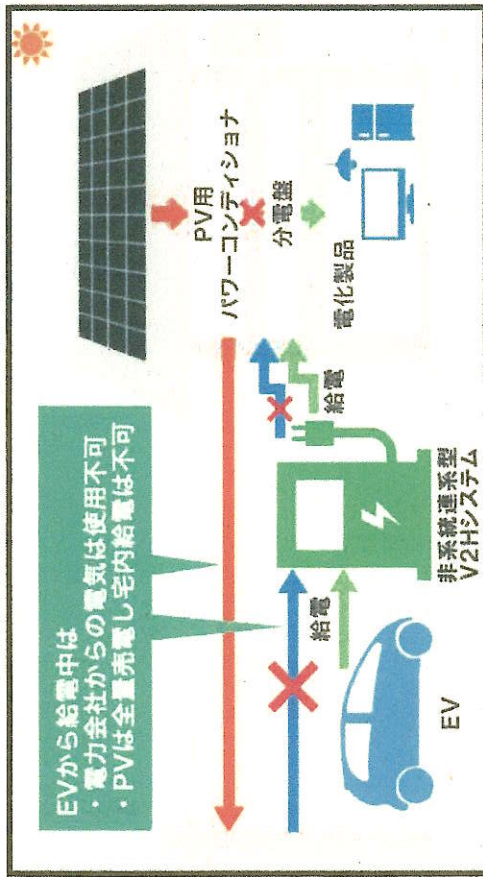
(2) 家庭用燃料電池システム



家庭用燃料電池発電システムとは、燃料（都市ガス・LPガス等）から作る水素と酸素中の酸素によりセルスタックで発電し、さらに発電するときに発生する熱を取り出すことができ、電気と熱を同時に取り出せる高効率なコージェネレーションシステム
※ 標準工事費：150～250万円程（本体機器120～170万円、施工費30～80万円）

※ コージェネレーションシステムとは、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム

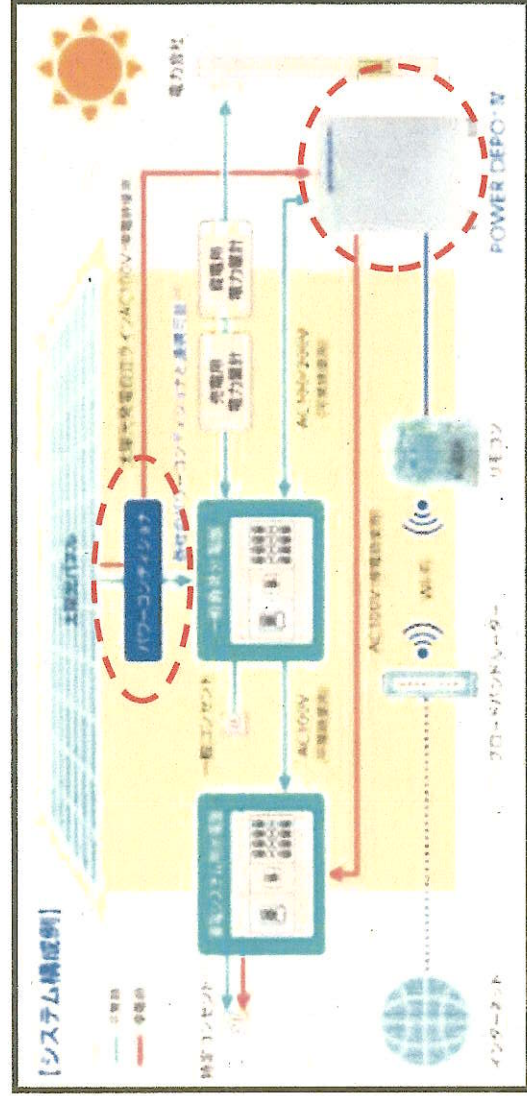
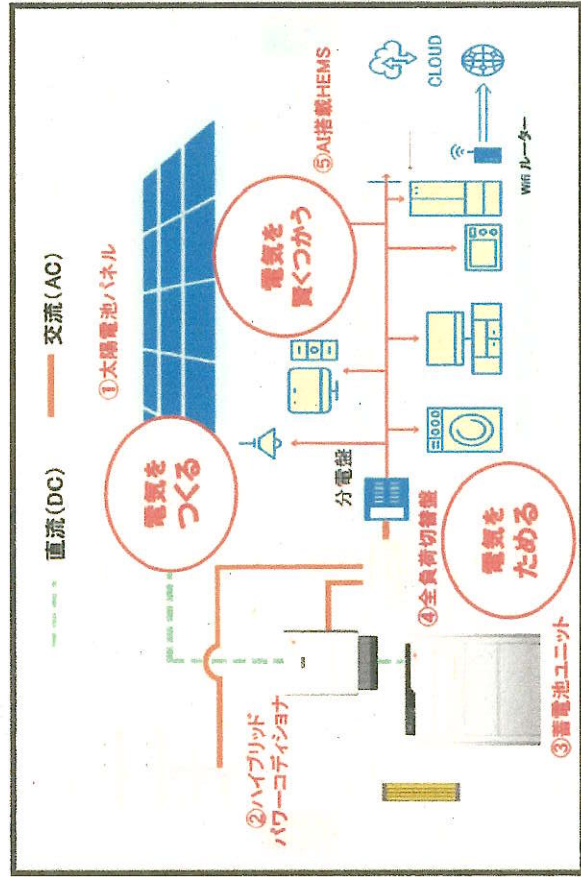
(3) V2H (ビークル・トゥー・ホームの略)



V2Hとは、太陽光発電の余剰電力で電気自動車 (EV/PHV) に充電することで再生可能エネルギーを活用したクリーンで経済的なドライブを実現でき、また、電気自動車に充電した電力を家庭に活用することもできるシステム

※ 標準工事費：120~140万円程 (本体機器90~100万円、施工費30~40万円)

(4) 家庭用蓄電池システム



家庭用蓄電池システムとは、太陽光パネルで発電した電気を蓄電池に購入した電気を一時的に溜めたり使用したりを繰り返すことができる蓄電池の名称

※ 標準工事費：80~200万円程度 (本体機器80~200万円、施工費20~30万円)